解散公告

当社は、平成二十四年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

北九州市小倉南区長尾一丁目四番一九号

北新電設有限会社

清算人　首藤　文生

解散公告

当社は、平成二十四年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

福岡県福岡市博多区博多駅中央街一番一号

黒崎サンソ株式会社

代表清算人　渡邉　浩明

解散公告

当法人は、平成二十四年六月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

長崎市竿浦町九〇〇番地四

特定非営利活動法人総合スポーツＰＵＲＥＬＩＦＥ

清算人　原田　一男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

北海道日高郡新ひだか町静内青柳町一―一二―五

医療法人社団しずない耳鼻咽喉科医院

清算人　岩切　裕昌

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年六月十七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

東京都東村山市野口町三丁目一番地二五

宗教法人神習教東村山一心講社

清算人　矢島　直江

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年八月二十五日開催の総会の決議により、平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

三重県志摩市磯部町山原七九四番地

社団法人夏草報徳社

代表清算人　稲田　正直

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年十月二日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

北九州市八幡西区黒崎三丁目一五番三号

黒崎駅西地区市街地再開発組合

清算人　金弘　正則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

札幌市厚別区厚別中央二条五丁目四番三〇号

医療法人社団新札幌おおの整形外科

清算人　大野　恵一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月十三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

山形県西置賜郡飯豊町大字岩倉二一三番地

社団法人岩倉報徳社

代表清算人　髙橋　憲策

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

山形県鶴岡市本町三丁目二番五号

特定非営利活動法人庄内失語症友の会

山形県鶴岡市双葉町一五番一三号

清算人　池田　徳博

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年八月二十六日開催の組合総会の決議により平成二十四年九月二十五日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

福井県丹生郡越前町米ノ第五二号四九番地

米ノ生産森林組合

清算人　中橋　治典

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月二十七日開催の臨時総会の決議により、平成二十四年九月二十七日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

静岡県熱海市田原本町九番一号熱海第一ビル三階

社団法人静岡県観光旅館労務対策協議会

清算人　瀧　正雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

奈良県橿原市大久保町三〇二番一

財団法人奈良県市町村職員厚生会

代表清算人　上田　清

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

神奈川県藤沢市辻堂新町一丁目四番三〇号

医療法人社団厚敬会

清算人　彼末　卓郎

配当公告

群馬県邑楽郡大泉町大字吉田一二二一

破産者　赤城機械工業株式会社

右の者に対する前橋地方裁判所太田支部平成二十四年（フ）第二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四〇、二四七、六五一円

一、配当することのできる金額

金五〇、九五九、七六六円

平成二十四年十月二十四日

群馬県伊勢崎市市場町二丁目八九四―一

破産管財人　竹原　正貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市東光一〇条一丁目二一五番地、最後の住所旭川市春光台四条一一丁目五二四九番地の一　緑風苑

被相続人　亡　阿部　宣明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

旭川市忠和四条五丁目二番四号

相続財産管理人　司法書士　古川　秀司